

○受託中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令

(令和三年七月月三十日)

(経済産業省令第六十八号)

(認定の申請)

第一条 この省令において使用する用語は、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 法第十五条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一による認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の基準)

第三条 法第十五条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第三条第二項第八号に掲げる振興基準に定める事項に適合すると認められること。
- 二 再委託をする中小企業者の決定に当たっては、中小企業者の技術や商品等の品質等を考慮するなど、合理的な理由をもって行うこと。
- 三 再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に更なる再委託することを認めないこと。
- 四 その他中小企業者の適切な取引機会を創出するものであること。

2 法第十五条第三項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 受託中小企業取引機会創出事業を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。
- 二 業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための体制を有すること。

(軽微な変更)

第四条 法第十五条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、受託中小企業取引機会創出事業の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。

(認定の更新の申請)

第五条 法第十五条第一項の認定を受けた事業者は、法第十六条第二項において準用する法第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、認定の更新を受けようとするときは、認定を受けて

から二年を経過する日の六十日前までに、様式第二による認定更新申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定申請書又は認定更新申請書の内容の変更の届出)

第六条 認定又は認定の更新を受けた事業者は、認定申請書又は認定更新申請書の内容に変更があつたときは、様式第三による認定変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消しの通知)

第七条 経済産業大臣は、法第十八条第一項の規定により認定を取り消したときは、その旨及びその理由を記載した書類によりその認定を受けていた者に通知しなければならない。

(受託中小企業取引機会創出事業関連保証の資金の要件)

第八条 法第二十条第一項の認定事業者が行う受託中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものは、適切な取引慣行を醸成する上で必要となる設備資金及び運転資金であつて、受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入に係る資金とする。

様式第一・第二（第2条及び第5条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)
氏名

住所 ヶ

認定（更新）申請書

受託中小企業振興法第15条第1項（第16条第1項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

記

1. 実施する者の概要

- (1) 氏名
- (2) 事務所の所在地

2. 受託中小企業取引機会創出事業に関する事項

- (1) 受託中小企業取引機会創出事業の内容
- (2) 受託中小企業取引機会創出事業の実施体制
 - ア 受託中小企業取引機会創出事業の統括責任者及び当該統括責任者を補佐する者の氏名
 - イ その他受託中小企業取引機会創出事業の実施体制に関する事項

（添付書類）

- 1. 第3条第1項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
 - 誓約書
- 2. 第3条第2項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
 - (1) 組織図・体制図
 - (2) 業務上知り得た秘密を保持できる体制を備えていることを証する書類（社内規程等）

<p>1. 実施する者の概要</p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 事務所の所在地</p>
<p>2. 受託中小企業取引機会創出事業に関する事項</p> <p>(1) 受託中小企業取引機会創出事業の内容</p> <p>(2) 受託中小企業取引機会創出事業の実施体制</p> <p>ア 受託中小企業取引機会創出事業の統括責任者及び当該統括責任者を補佐する者の氏名</p> <p>イ その他受託中小企業取引機会創出事業の実施体制に関する事項</p>

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定（更新）申請書を提出する年月日を記載すること。
 - 3 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 - 4 一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
 - 5 申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

氏名

住所 〒

誓約書

当社（私）は、受託中小企業振興法第15条第1項に定める受託中小企業取引機会創出事業を行うとともに、当社の行う受託中小企業取引機会創出事業が、受託中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令第3条第1項各号に適合することを誓約いたします。

以上

（備考）

- 1 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 前記基準に適合することを示す書類等につき保管し、経済産業大臣の求めに応じ、提出するよう努めること。

（記載要項）

- (1) 受託中小企業振興法第15条第1項第3号に関し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行う対象となる、再委託をする見込みのある中小企業者の例を別表1により記載する。
- (2) 受託中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令（以下「省令」という。）第3条第1項第1号に規定する、振興基準に定める事項に適合することを示す具体的な取組例を別表2により記載する。
- (3) 省令第3条第1項第2号に規定する、再委託をする中小企業者の決定に当たって、具体的に考慮する事項等の概要を別表3により記載する。
- (4) 省令第3条第1項第3号に規定する、再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に更なる再委託をすることを認めないとすることについて、そのための具体的な措置の内容を別表4により記載する。

別表 1

助言及び情報の提供を行う再委託をする見込みのある中小企業者の例

中小企業者の名前	住所	中小企業者の行う事業の種類

別表 2

振興基準に定める事項に適合することを示す具体的な取組例

振興基準の該当箇所	振興基準に適合する取組の具体的な内容

別表 3

再委託をする中小企業者の決定に当たって具体的に考慮する事項等の概要

別表 4

再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に更なる再委託することを認めないための具体的措置の内容

様式第三（第6条関係）

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)
氏名

住所 ヶ

認定変更届出書

受託中小企業振興法第15条第1項の認定及び同法第16条第1項の認定の更新の申請書の内容について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

1. 変更事項

変更前	
変更後	

2. 変更年月日

3. 変更理由

(備考)

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
- 一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
- 申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。